

建築工事（営繕）及び設備工事（電気・機械）における週休2日試行工事实施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建築工事（営繕）及び設備工事（電気・機械）において、週休2日試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 本要領で使用する用語の定義はそれぞれ下記のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

1) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間とは、工事着手日から工事完成届出日までをいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

2) 工場製作のみを実施している期間

3) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

4) 工事の全部を一時中止している期間

5) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

（3）4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、降雨・

降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として水道局が発注する全ての建築工事（営繕）及び設備工事（電気・機械）とするが、社会的要請や現場条件の制約等により、発注者が週休2日試行工事に適さないと判断する以下の工事については、対象外とすることができる。

- (1) 社会的要請等により、早期の工事完成が望まれる工事
- (2) 現場条件の制約等により、連続施工を余儀なくされる工事
- (3) 対象期間が4週間未満、または現場作業日数が20日未満である工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

(試行方法)

第5条 試行方法は、受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）とし、現場閉所の確認方法は次のとおりとする。

(1) 工事着手前

- 1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。
- 2) 当該工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、現場閉所の予定日を明示した休日取得計画実績表（別紙1）（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。
- 3) 発注者は、計画実績表により、週休2日が確保されていることを確認する。
- 4) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を発注者と受注者との協議により決定する。

(2) 工事着手後

- 1) 受注者は、計画実績表に現場閉所の状況を記入し、月末及び工事完成日に発注者へ提出しなければならない。
- 2) 受注者は、前項の現場閉所の状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を併せて発注者に提示しなければならない。
- 3) 発注者は、受注者が作成する現場閉所の日が記載された計画実績表により、対象期間内の現場閉所の日数を確認する。
- 4) 発注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所の予定日を記載した計画実績表を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。

2 受注者は、週休2日試行工事である旨を看板等で掲示する。（別図1参照）

3 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、最終変更契約時に、第3条に規定する条件を満たす場合は、次の各号の現場閉所の状況に応じて、次のとおりそれぞれの経費に補正係数を乗じた補正を行うものとする。

[建築工事(営繕)]

(1) 通期の週休2日

【労務費】 1. 0 2

(2) 月単位の週休2日

【労務費】 1. 0 4

[設備工事(電気・機械)]

(1) 通期の週休2日適用工事（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 2 【機械経費(賃料)】 1. 0 2

【共通仮設費】 1. 0 2 【現場管理費】 1. 0 3

(2) 月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 4 【機械経費(賃料)】 1. 0 2

【共通仮設費】 1. 0 3 【現場管理費】 1. 0 5

(実施証明)

第7条 発注者は、週休2日試行工事を実施した工事で、4週8休以上の休日を確保した場合は、実施内容を記載した実施証明書（別紙2）を発行するものとする。

(留意事項)

第8条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月10日から施行し、単価適用日が令和6年5月1日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は、令和6年10月11日から施行し、単価適用日が令和6年10月1日以降の工事から適用する。